

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 2 日

各地方農政局水利整備課長 殿
内閣府沖縄総合事務局土地改良課長 殿

水資源課 課長補佐（水利資源利用推進班）

平成 26 年地方分権改革に関する提案への対応について

地方分権改革については、4 次にわたる地方分権一括法等により、地方公共団体への事務・権限の委譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきました。

平成 26 年においては、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する方式（提案募集方式）が導入されています。

これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論が重ねられ、平成 27 年 1 月 30 日に対応方針が閣議決定されました。別添のとおり、農業用ダムの貯水の目的外使用に関する事項が盛り込まれています。

つきましては、提案内容への対応について、都道府県に周知するとともに、都道府県から関係する市町村及び土地改良区に周知されるよう依頼願います。

- 資料 1 ー 閣議決定文
- 資料 2 ー かんがい排水事業に係る提案事項
- 資料 3 ー 補助金返還を要しない旨規定した通知文書

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）

義務付け・枠付けの見直し等

農業生産基盤整備事業（かんがい排水事業）

かんがい排水事業で整備した農業用ダムの貯水の使用については、営農飲雑用水など補助対象財産の本来の目的の外であっても、地域活性化に資する目的での使用であって、地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金の返還を伴わないことを、地方公共団体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	622	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用となってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による営農飲雑用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。

しかしながら、かん排事業は土地に着目したかんがい用水に使用が限定されているのに対し、畑総事業では営農飲雑用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排事業を原点として土地改良法が施行され、中途、多様な農業経営に対応するために昭和43年に畑総事業を創設しその後、水需要の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑総事業と同じように農業用排水施設として改正されましたが土地に着目した観点は変更されずに防除用水や施設園芸用水への利用が可能となったただけのもであります。

かんがい排水事業で建設したダムは、畑総事業で建設したダムと同じように農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの営農飲雑用水への使用が取り組めない事業制度になっており、ダム建設後の農村地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大など社会情勢の変化に伴う、かんがい用水の余剰も考えられるなか高額なインフラ整備を行った農業用ダムの有効な利活用とともに水使用料による土地改良区による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの営農飲雑用水について取り込めるような制度緩和が必要と考えられます。

根拠法令等

かんがい排水事業便覧P342 第3章質疑応答(6)
 通達 昭和48年2月8日構改B第193号「土地改良法の一部を改正する法律の運用について」
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
 第17条、第18条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農業用かんがい用水の確保を目的として建設したダムにおいては、所要の手続を経て、営農飲雑用水等への利用も可能としており、これを土地改良区が実施することは附帯事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第15条第2項)として可能としているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

畑総事業で建設した農業用ダムの営農飲雑用水等への利用は事業目的となっておりますが、かんがい排水事業で建設した農業用ダムの営農飲雑用水等への利用については、事業目的外のため補助金適正化法に伴う補助金返還が所定の手続きとして必要となり、営農飲雑用水等への利用を行うには多額の負担金が必要となってしまいます。今回の規制緩和の提案内容としましては、高額なインフラ整備で建設した農業用ダムの有効な利活用を図るとともに農業の競争力強化に資するために補助金返還を伴わない営農飲雑用水等への利用について規制緩和が出来ないかというものです。
なお、現行規定により対応可能であれば、その解釈を示した通知の発出を求める。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業者が、処分制限期間内に目的外使用する場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)に基づき処分している。
当該承認基準に基づき、かんがい排水事業(補助事業)で整備した農業用ダムの貯水の営農飲雑用水等への活用は可能と考えている。
なお、地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（抜粋）
（平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知）

（趣旨）

第1条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第22条に基づく農林水産大臣の承認の基準については、この通知に定めるところによる。

（定義）

第2条 この通知において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいう。
- 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。
- 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。

（財産処分に係る承認申請等）

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

別表1（第3条関係）

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	備 考
目的外 使用	補助事業を 中止しない 場合	国庫納付 (ただし、備考 の場合は国庫納 付は不要とし、 当該財産の利用 状況を報告する こと(注1))	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益(収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。)内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象財産が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合(注3)又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、 <u>国庫納付を要しない</u>